

改正育児・介護休業法対応はお済みですか

男性の育児休業促進に向けて育児・介護休業法が改正され、今年の4月から施行されています。

4月から、配偶者の妊娠・出産を申し出た労働者に対して、育児休業制度等についての個別周知と育児休業取得の意向を確認することが事業主に義務付けられました。会社に申し出ることによって育児休業制度等の説明、取得の意向確認が個別に受けられます。

育児休業の取得にあたっては、前もって申し出ることによって、育児休業を取得する本人だけでなく職場の上司、同僚も余裕を持って業務の引継ぎ・分担などの準備ができます。

10月からは「産後パパ育休」（出生児育児休業）がスタートしています。産後8週間以内に4週間までの休業取得ができ、2回に分割して取得可能です。また、この期間内にどうしても外せない仕事がある場合などは、一部就業することもできます。

さらに、子どもが1歳になるまでの育児休業も2回に分割して取得できるようになるため、産後パパ育休と育児休業をあわせると、必要に応じて4回まで分割して取得することができます。

今回の改正で従来よりも柔軟に育児休業が取得できるようになりました。出産直後の母親は、心身ともに不安定になる場合が多いと言われており、育児による負担も重なりと体調面や家庭環境にも配慮が必要です。

これから育児休業の取得を考えている男性は、配偶者の体調、働き方や職場復帰のタイミング、年長の子どもの年齢などに応じて、時期、期間、回数など自分なりの育児休業の取得の仕方を考えてみてはいかがでしょうか。

問合せ先／北海道労働局指導課 ☎ 011-709-2715

一町営住宅入居者募集

問合せ先／建設課住宅管理係 内線 (285)



受付期間／11月1日(火)～10日(木)

申込場所／建設課住宅管理係、庶務支所

入居時期／12月上旬予定

「募集住宅」上記QRコードでも確認できます。

■橋北団地

・築S57年 3階3DK 2K-1-12 家賃15,600円～

■日の出団地

・築S56年 3階3DK 3F-40-10 家賃15,300円～

・築H6年 1階3LDK HK3-4 家賃22,800円～

・築H6年 2階3LDK HK3-8 家賃22,800円～

・築H6年 3階3LDK HK3-9 家賃22,800円～

・築H6年 3階3LDK HK3-10 家賃22,800円～

・築H6年 3階3LDK HK3-11 家賃22,800円～

・築H6年 4階3LDK HK3-13 家賃22,800円～

※申込資格や申込方法などは問い合わせください。

水道課からのお知らせ

■水道料金の納入について

水道料金の未納が3カ月以上続くと給水を停止する場合がありますので、必ず期限までに納付してください。納付に係る相談は水道課窓口で受け付けています。

■水道の凍結に注意してください

毎年、冬期間に水道管の凍結が多発しています。凍結すると水道が使えなくなるだけでなく、修理が必要となり費用が発生してしまう場合があります。凍結を防ぐため、夜間など長時間水道を使用しない時間帯には元栓を閉め、凍結させないように注意しましょう。

■水道の使用開始・中止届について

届出のないまま水道を使用すると無断使用となり、使用開始月までさかのぼって料金が請求されます。また、使用を中止（一時中止を含む）の場合も、届出をしない場合は、料金が請求されますので、使用開始、中止の際には必ず水道課窓口または電話で手続きをしてください。

■下水道接続のお願い

下水道は家庭から排出される汚水をきれいにして自然に戻すことが役割であり、海や河川の水質保全には下水道の普及が重要です。供用区域に住んでいる方は、接続へのご理解とご協力をお願いします。

なお、供用開始から3年以内に接続工事を行った場合、町の補助金制度や融資あっせん制度もありますので、利用を希望する方は気軽に問い合わせください。

問合せ先／水道課業務係 内線 (562)

上下水道基本料金の免除について

町民の皆さんの生活や事業者の経済活動を支援するため、水道・下水道の基本料金を8月分（請求は9月分）から免除を行っています。

使用水量が基本料金内であれば、自宅等に納付書は送付しませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

対象者／官公庁および公共機関を除く、全契約者

免除期間／令和4年8月分～10月分の3ヶ月間

※9月～11月請求分

問合せ先／水道課業務係 内線 (562)

冬の交通安全運動実施

— 釧路警察署からの呼びかけ —

☎ 0154-23-0110

11月13日から22日までの10日間、冬の交通安全運動が実施されます。

日没時間もすっかり早くなり、冷え込みも厳しくなってくるので、路面凍結によるスリップ事故の発生が予想されます。安全確認の徹底、スピードダウン等、安全運転をお願いします。



HPVワクチン（子宮頸がん）接種勧奨の再開

HPVワクチンの接種勧奨は一時的に差し控えていましたが、国が改めてワクチンの安全性や有効性を確認したことから、ワクチンの接種勧奨を再開します。

子宮頸がん予防のためHPVワクチンの接種をお勧めします。

■対象者

①小学校6年～高校1年相当の女性

②過去に接種をできなかった方（平成9年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた女性）

回数／3回（初回接種、1ヶ月後、6ヶ月後）

接種費用／無料

医療機関／セセツカ診療所、釧路赤十字病院ほか

問合せ先／健康子ども課健康推進係 内線 (555)

ホームページ作成講座受講生募集

開催期間／11月22日(火)～12月1日(木)

開催時間／18時30分～20時20分（1日2時限）

会場／職業訓練法人釧路地方職業能力開発協会

受講対象／在職者（従業員）の方

定員／15人

料金／無料

募集期間／11月11日(金)まで

申込方法／当学院ホームページから申し込みください。

問合せ先／釧路高等技術専門学院 ☎ 0154-57-8016

野焼きには罰則があります

野焼き（野外焼却）は、火災の原因や生活環境にも大きな影響を及ぼすことから、原則禁止されています。

廃棄物の野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられ、5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）などの罰則が科せられる場合があります。

ただし、農業、林業または、漁業を営むためにやむを得ない場合は例外として扱われています。

焼却しているところを発見した場合は、役場町民サービス課生活環境係に連絡してください。

問合せ先／町民サービス課生活環境係 内線 (517)

くみ取りの申し込みについて

ご家庭からくみ取られたし尿等は、大楽毛下水道終末処理場で処理しています。1日に処理できる量が決められているため、依頼の多い12月はくみ取り業者が対応できない場合があります。また、凍結してしまった後の、し尿等のくみ取りには別途料金がかかりますので、お早めに次の業者まで申し込みください。

くみ取り申込先／泉衛生舎 ☎ 01547-2-2333

問合せ先／町民サービス課生活環境係 内線 (517)

交通安全町民大会

「交通安全は家庭から職場から」をスローガンに、交通事故ゼロを目指して交通安全町民大会を開催します。

日時／12月4日(日)

10時～11時30分（9時30分開場）

会場／社会福祉センター

※詳細は次号でお知らせします。

問合せ先／町民サービス課交通対策係 内線 (519)



運転免許証自主返納相談会

釧路警察署の職員が運転免許証自主返納に係る相談を受け付けるほか、免許証の返納や運転経歴証明書作成の手続きができますので、気軽にお越しください。

日時／12月5日(月) 10時～12時

会場／役場1階会議室

必要なもの／運転経歴証明書を作成の場合は、道証紙代1,100円と写真代800円が必要です。

問合せ先／町民サービス課交通対策係 内線 (519)

歯・口腔の健康づくり 8020 推進週間

歯が20本以上あれば、食生活にほぼ満足することができると言われています。生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わい続けられるよう、80歳になっても自分の歯を20本以上保ちましょう。

○自分の歯を保つために

歯を失う二大原因である、むし歯と歯周病は症状に気づきにくい、悪化した状態で発見されることが多いです。歯周病は歯垢が原因となり引き起こされます。歯垢には細菌が多く含まれており、その細菌が血流にのり全身に運ばれることで脳卒中や心不全などの悪影響を及ぼすため、日頃から口の中を清潔に保つことが大切です。

〈歯を守るための生活習慣〉

- ・1日2回以上、1回3分以上歯を磨く
- ・フッ化物入りの歯磨き粉や歯間ブラシを活用する
- ・早寝早起きして生活リズムを整える
- ・食事は1日3食バランス良く食べる
- ・禁煙
- ・定期的に歯科健診を受ける

■無料で歯周病健診を受けることができます

今年度中に40歳、50歳、60歳、70歳になる町民の方を対象に、町内の歯科医院で歯周病の診察や保健指導を無料で1回受けられる「歯周病健診」を行っています。今年度の対象者は、令和5年3月31日までとなっていますので、ご利用ください。

問合せ先／健康子ども課健康推進係 内線 (555)